**子どもの医療費の助成制度について**

基山町では、令和４年４月診療分の医療費から、子どもの医療費の自己負担額について全額助成することといたしました。助成内容は、下記のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **未就学児**（０歳から６歳になって最初の３月31日まで） | **就学後**（６歳になって最初の４月１日から18歳になって最初の３月31日まで） |
| **佐賀県内の****医療機関等を****受診したとき**（現物給付） | 病院・薬局ともに窓口での負担はありません。 | 病院・薬局ともに窓口での負担はありません。 |
| **佐賀県外の****医療機関等を受診したとき**（償還払い） | 病院・薬局ともに窓口にて一部負担金（医療費の２割）を支払い後、こども課で助成の申請を行ってください。負担金の全額を助成します。ただし、次の６医療機関を受診した場合の一部負担金は、以下のとおりです。**＊**医療機関名**＊**（１）聖マリア病院（２）久留米大学病院（３）福岡市立こども病院・感染症センター（４）九州大学病院（５）佐世保市立総合病院（６）佐世保共済病院**＊**一部負担金額**＊**【入院】１医療機関上限1,000円／月【通院】１医療機関2回目まで各上限500円／月【調剤】無料※上記の一部負担金額をお支払い後、こども課で助成の申請をしてください。負担金の全額を助成します。 | \\10.1.9.1\こども課文書\イラスト集\Nocco\otayori_haru\img\ota_h078.jpg病院・薬局ともに窓口にて一部負担金（医療費の３割）を支払い後、助成申請をしてください。負担金の全額を助成します。 |

○助成の対象となるのは、**保険診療**の医療費です。

○助成の申請は診療月の翌月から**１年以内**に行ってください。

（例：令和４年４月診療分→令和４年５月１日から令和５年４月30日までに申請）

**※申請をされる際には、領収証（原本）、印鑑、お子さまの保険証をお持ちください。**

**☆学校・保育所および幼稚園等でケガをした場合**

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となりますので、まずは学校等へ連絡し、給付対象となるかご確認ください。（重複して助成を受けることはできません。）

**☆医療費が高額になる場合**

入院など医療費が高額になる場合、加入している健康保険組合等へ事前に「限度額申請」をしていただくか、退院後に「高額療養費申請」を行ってください。

※１「子どもの医療費受給資格証」を利用された場合は、医療費は基山町が支払うため、後日、高額療養費の請求手続きの委任を頂きます。

２ すでに保護者へ「高額療養費」等が支給されている場合は、基山町へ返還して頂きます。

３同じ世帯で21,000円以上の医療費を合算して限度額を超えたときも上記申請が必要となります。

**☆以下の資格証をお持ちの方**

○重度心身障害者医療費受給資格証・ひとり親家庭等医療費受給資格証

…県内の医療機関及び県外の６医療機関※（未就学児のみ）を受診される場合は、子どもの医療費助成受給資格証を使用し、現物給付を優先していただけます。なお、県外の病院を受診された際は各担当課で償還払いの申請をお願いいたします。

※県外の６医療機関…（１）聖マリア病院（２）久留米大学病院（３）福岡市立こども病院・感染症センター

（４）九州大学病院（５）佐世保市立総合病院（６）佐世保共済病院

♪詳しい制度、申請方法については・・・

 〒841-0204

 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

**基山町役場　こども課 こども家庭係**

０９４２－９２－７９６８（直通）